

～相談事例～

こんな時、どうするの？ 倉庫に保管していたものが売れなくなった



今月号も、協会にあった相談事例を紹介します。

(内容)

本社が栃木県内にあり、当社はプラスチックペレット製造している会社です。ペレットを大阪の倉庫会社と契約して大阪に保管していました。保管していたペレットが、汚れて売れなくなってしまったので、保管会社に頼んで処分しようと考えているが、処分する時の委託者は保管会社で良いか。また、栃木県内の本社に戻して、当社が委託者にならないと違反になるか。

(回答)

汚染される前のプラスチックペレットは、保管会社に売却したものなのか、貴社が所有していたのか。保管会社に売却などして所有者が保管会社なら、保管会社が処理を委託することになります。お話の内容だと所有者はまだ貴社のようなので、処理する際の委託者は貴社になります。ただし、処分にするあたりわざわざ汚染されたプラスチックペレットを、栃木県に運搬する必要はなく、運搬費用を考慮しても、栃木県に運搬したほうが有利な場合は別ですが、大阪周辺で処理業者を探して処理を委託することが可能です。

委託する場合には、必ず事前に貴社が書面で廃棄物処理法に定められた項目を記載した委託契約書を受託者と交わし、実際に汚染されたプラスチックペレットを渡すときには、マニフェストを交付する必要があります。

廃棄物処理アドバイザー事業者を募集中！

当協会では、ダイコー事件を発端に排出者責任が強化されたことから、排出事業者の委託契約、マニフェストの運用、廃棄物処理法第12条第7項に定める処理状況現地確認等に際し、支援、助言を行う事業を実施しております。（4月10日現在、12件契約）

詳細につきましては、協会へお問い合わせください。TEL028-612-8016

(主な事業)

- 排出事業者と委託業者の契約書確認（契約内容に漏れがないか等）。
- マニフェスト等の確認（適正に運用されているか、年次報告が提出されているか等）。
- 処分状況の確認（処分業者の事業場へ出向き、契約書、マニフェスト、処理状況を確認）。
- 処理施設の増設。更新等手続きの指導、助言等。

(その他)

- 契約期間は1年間。
- 料金は1事業所、※年間10万円。（当協会の正会員及び賛助会員は5万円）
※事業場確認等に係る交通費は、協会の旅費規定により別途料金が発生いたします。

－組織強化の推進について－

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等の事業を通じて生活環境の保全、公衆衛生の向上及び資源の効率的活用を図ることにより、県民の福祉の向上に寄与することを目的とした公益法人の団体です。協会会員の増強につきましては、協会事務局等において日頃、入会を勧めているところではありますが、令和3年4月10日現在、正会員194社・賛助会員24社であり各都道府県協会と比較しますと会員数が少ない状況です。会員の拡充は、組織の社会的発言力を強化し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましても、未加入の処理業者の方へは正会員として、また取引先の排出事業者の方には賛助会員として、御入会頂きますよう勧誘をお願いいたします。

お問い合わせは、協会事務局まで御連絡ください。TEL028-612-8016